

構造改革特別区域計画 新旧対照表

変更後	変更前
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>松本市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村</u></p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>長野県東筑摩郡山形村</u></p>
<p>2 構造改革特別区域の名称 <u>信州松本平ワイン・シードル特区</u></p>	<p>2 構造改革特別区域の名称 <u>信州山形ワイン特区</u></p>
<p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>松本市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村の全域</u></p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>山形村の全域</u></p>
<p>4 構造改革特別区域の特性 <u>(1) 位置と気候</u> <u>松本市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村（以下「本区域」という。）は、長野県の中央部、松本盆地に位置し、信州まつもと空港が立地するのをはじめ、長野自動車道や、北陸地方を結ぶ中部縦貫道（安房峠道路）等が整備され、交流拠点都市としての機能も充実してきている。</u> <u>また、本区域が位置する松本平は、東西 30 km、南北 70 kmに及び、長野県をほぼ南北に縦断する糸魚川静岡構造線沿いに広がる。西側には 3,000m級の日本アルプス連峰、東側には筑摩山地等が連なっており、これらの山容から流れ出す高瀬川、梓川、鎖川、奈良井川、田川、薄川、女鳥羽川などの河川が砂礫などを運搬し、それらが蓄積して扇状地や段丘、沖積地などを形成している。</u></p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 <u>(1) 位置</u> <u>山形村は長野県の中西部、松本盆地南西の台地に位置している。北は松本市、南は朝日村と接し、日本アルプスの支脈である鉢盛山の山麓に広がる村で、西部には山地とその麓に集落が存在し、東部には畑地を中心とする美しくのどかな田園空間が形成されている。東西に 8.5km、南北 4.7km、総面積 24.94 km²で県内において 2 番目にコンパクトな自治体である。標高は、役場所在地で海拔 685mであり、隣接する松本市中心部よりもやや高い位置にある。</u> <u>(2) 気候</u> <u>本村は、年間降水量が比較的少なく、夏と冬の寒暖差が大きい内陸性気候で果樹栽培に適した地域である。また、一年を通じて日照時間</u></p>

気候は、気温の日較差が平均で 11.7℃と大きく、日照時間は 2,236 時間と全国平均（都道府県の平均。以下同じ）の 2,004 時間の 111.5% と多く、降水量は 917 mm と全国平均の 1648.8 mm の 55.6% と非常に少ない典型的な内陸性気候と言え、台風や雪による被害も少ない傾向がある。

（2）人口

国勢調査に基づく平成 27 年現在の人口は、松本市 243,293 人、山形村 8,395 人、朝日村 4,462 人（平成 22 年国勢調査時は松本市 243,037 人、山形村 8,425 人、朝日村 4,741 人）である。また、合計特殊出生率は、松本市 1.50 人、山形村 1.76 人、朝日村 1.44 人となっており、高齢化率は、松本市 26.3%、山形村 26.9%、朝日村 30.1% と、いずれの市村も少子高齢化が進展しているものの、各市村の取組みによって人口減少率は、長野県内の他地域に比べて、概ね低い状況にある。

（3）産業

本区域の農業は、準高冷地の優れた気候と豊かな土壌、豊富な農業用水、恵まれた自然を活かし、豊富な種類の野菜や果樹をはじめ、水稲、花き等の良質な農業生産が行われている。松本市は、葉野菜類（キャベツ、はくさい等）や果菜（すいか）等約 40 品目にわたって栽培が、朝日村は葉野菜類（レタス、キャベツ、はくさい等）を中心とした高原野菜の栽培が、山形村は根菜類（長いも）や果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー等）、葉野菜類（レタス、キャベツ等）の栽培がいずれも盛んで、県内有数の果物、野菜の産地となっている。

また、その他の産業面では、山形村は長野県第二の都市である松本

が長く、湿度は低いため空気の澄んだ自然環境に恵まれている。

（3）人口

本村の人口は、昭和 40 年 1,123 世帯 5,227 人であったのに対し、平成 25 年 4 月には 2,850 世帯 8,821 人と大きな伸びを示している。長野県内において人口が減少していく市町村が多い中、増加傾向にある数少ない村のひとつである。この人口増の要因は、松本市や塩尻市等のベッドタウンとしての住宅需要が高いことによるものである。

（4）産業・経済

本村は、野菜と果樹の生産を主体とした特色のある農業の村として発展してきた。系統出荷のほかに、域内での直売、域外への産地直送なども取り組んでいる。村内各所に直売所が数多く設けられており、長野県を代表する農業立村として認知度が高くなっている。

また、本村は人口 24 万の松本市や約 7 万の塩尻市に近接し、道路整備が進んでいることなどから自治体の規模の割りに大型商業施設が多い環境にある。現在はシネコンなども入る中信地方最大級（売り場面積）のショッピングセンター「アイシティ 21」や「イオンタウン信州山形」が村内にある。大型店の進出が相次いだ為、村内の小売店

市に隣接することから、昭和後期以降はベッドタウン化が進み、それに伴って大型商業施設や産業団地の進出が図られている。朝日村は恵まれた地域資源を活かした、スキー場やスケート場、キャンプ場、コテージ、ゲストハウス等の観光施設により、都市と農村との交流が図られている。松本市は明治期からは製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には日本銀行松本支店が開業されるなど、長野県の経済金融の中心地として栄えた。近年では、中南信の商圈の中心として大きな商業集積を形成してきており、古くからある蔵のまち中町、縄手通り等、特色ある通りと景観、野麦街道や善光寺街道沿いの宿場町等、豊かな文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れている。平成期以降は車社会の浸透が普遍的になる状況の中、郊外店の進出も顕著となり、大規模な商業施設が相次いで開店した。既存の小売店が淘汰されるマイナス面はあったが、県内外から高速道路を利用しての来店があり、松本城などの有名観光地に限らず、蕎麦やおやきなどの郷土料理店、農産物直売所等への交流人口増加へもつながっている。

(4) 規制の特例措置を講じる必要性

本区域は気候風土が果樹栽培に適しており、りんご、ぶどう、なし、もも等が栽培されている。2015年農林業センサスによると、販売を目的とした農産物の作付け状況については、りんごが659ha、ぶどうが191ha、なしが31ha、ももが18ha、すいかが248haと多品目にわたり栽培がおこなわれ、産地化が図られ発展をしてきた。

松本市山辺地区は長野県のぶどう発祥地として知られ、「ナイアガラ」「デラウェア」等の生食用ぶどう栽培がおこなわれてきた。近年では、メルロー種をはじめとしたワイン用ぶどう栽培も進んできてい

舗の総売り場面積は急増した。これにより、雇用の面からも地域の産業に対して好影響を与えている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本村はその特徴的な気候風土により、果樹栽培の適地として、りんご、ぶどうの産地化が図られ、発展してきた。特にぶどうに関しては、生育期での降水量が少なく、品質低下が極力抑制されることや昼夜の寒暖差による着色促進などの栽培条件のほかナイアガラ、デラウェアなどにおいて先駆的な技術導入により他産地をリードしてきた経緯がある。

そうした中で、村内の意欲ある生産者を中心に醸造用ぶどう栽培及びワインの醸造に向けた機運が広がっている。平成25年に関係団体

る他、市内の宿泊施設でシードル製造と提供を軸とした観光資源の開拓を試みようとする新規事業者が出現し、観光業との連携による交流人口の増加と地域の活性化を図ろうとする機運が盛り上がってきている。

また、山形村では平成 26 年に構造改革特区の認定を受け、ヤマブドウを使ったワインや、りんごのシードルを醸造している。平成 30 年には、「ジャパンシードルアワード 2018」にて入賞し、その品質が認められ販売量も増えている。一方、原材料の確保という観点からは、1 村という限られた区域では制約があることから、広域特区へ移行することで、安定的に確保できる環境を整える必要がある。近年はブルーベリーの観光農園も増加しており、道の駅や農産物直売所等に約 30 t の出荷をおこなっている。

朝日村でも、昔から生食用、加工用ともにぶどう栽培が盛んにおこなわれてきたが、近年では生産者が減少傾向にある。その一方で、村内企業の農業参入によりワイン用ぶどう（メルロー、シャルドネ、コンコード、カベルネソービニオン）の栽培が本格化しつつあり、自社栽培したぶどうを原料にワインを委託製造し、販売している。今後さらにワイン用ぶどうの栽培規模を拡大し、将来は本業のドライフラワー販売に加え、ワイナリーや体験施設を併設することで、6 次産業化を通じた産業振興を図る計画である。

このように本区域ではぶどう、りんごをはじめとする多品目の果実を用いて、ワイナリーを開設し果実酒の製造を行う取り組みへの機運が高まっており、今後賛同者がさらに増えることが見込まれることから、ワイナリー経営に向けた環境整備への支援が必要となっている。

が参画する「山形村ワインの会」を立ち上げ、計画立案と将来展望の方向性を協議している。その中には、農業と商店経営を兼業で行う事業者が、自らで栽培したヤマブドウを使って、ワインの委託醸造を行い、500ml 入り 500 本を醸造会社から買い戻して、村内のコンビニエンスストアにて販売し、昨年は 400 本を売り上げている。また、村観光協会の主催する「道祖神と新そば祭り」にて出張販売をしたところ、90 本の売り上げがあり、将来に向けて村の特産品化への期待が高まっている。

これからの本村におけるぶどう栽培とワイン作りの展望を考えた場合、最も重要なことは、製造するワインにオリジナリティを持たせることである。近接する塩尻市のワイナリーは、どれも比較的大型であり、また、従来同市で盛んに栽培されてきた生食用のぶどうを使用したワインが、今なお製造の多くを占めている。この塩尻産ワイン醸造との差別化を図るためには、小規模だが多品種のブドウを素材とし、小ロットで醸造・販売できるワイナリーが必要である。また、材料のぶどうの特化も必要で、在来品種によるワインも個性の一つとして尊重はするものの、すでに栽培が始まっているヤマブドウや、栽培適地とされる欧州系のワイン用ぶどうの栽培、増産が望まれる。

このように目的を明確にした上での、ぶどう栽培の系統的指導・教育を進めることができるならば、松本市に近く、交通の便も良い、アーバン型農村である本村の立地からして、新たな形での農業振興も望める。さらに、近隣には名所、温泉地なども多く点在することから、観光客もターゲットにしたレストランやショップを併設することも視野に入れ、今後、開かれたワイナリー創りの実践を進める必要がある。

<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><u>本区域の農業は、ほ場整備等の土壌基盤の整備や農業構造改革事業等の実施により、耕作農地の規模拡大が図られてきている一方、農業生産条件の不利な中山間地域も多く、担い手の高齢化、後継者不足等により遊休荒廃農地も増加しており、再活用の促進・農地の集積・特産品の発掘等、農地利用を踏まえた遊休荒廃農地の縮減が課題となっている。</u></p> <p><u>このような状況の中、本区域内の市村では6次産業化の推進、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃農地対策等の農業施策を進めている中で、ワイン用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が現れるとともに、新たに参入を希望する事業者が出現するなど、より付加価値の高い農業を目指した新たな動きが起こりつつある。</u></p> <p><u>規制の特例措置の活用により、これら生産者等によるワイン等製造</u></p>	<p><u>また、さまざまな観光・宿泊施設、村内飲食店・商店などと連携を図り、ワイン醸造を観光産業として発展させることも可能になり、本村は多くの蕎麦店舗を構える地域であることから、ワインと蕎麦のコラボレーションなど、新たな可能性を見出すことも期待される。</u></p> <p><u>一方、遊休農地の中にはワイン用ぶどうの栽培適地も多く、意欲ある若手農業者に移住就農を進め、小規模ワイナリーを増やしていくことも必要である。今後、生産者や村内企業、あるいはそれら複合体による組織のほか、村外からの農家移住や企業参入などで多様な事業者がワイン製造に参画することが予想されるなかで、規制の特例措置による緩和により、小規模な酒類製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。</u></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><u>本村は果樹産地として、生産振興が図られているものの、担い手不足による高齢化や耕作放棄地の増加など、将来的に持続可能な産地形成に向けての取組みが課題となっている。</u></p> <p><u>また、高齢農家の受け皿として、加工用ぶどうが生産される一方で、醸造用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が存在するなど、より付加価値の高い農業へのシフト、新たな産地モデルが形成されつつある。</u></p> <p><u>今回、規制の特例措置活用により、これら生産者等によるワイン製造参入を促すとともに、村外の小規模事業者確保など、醸造用ぶどう生産振興の観点からも発展が見込まれる。</u></p> <p><u>一方、地域内で生産されるりんご・ぶどうなど特産果実による果実酒製造についても、用途拡大が図られることで、農業収益の改善、安</u></p>
--	---

への参入を促すとともに、ワイン用ぶどう等の生産振興の観点からも本区域の農業の発展が見込まれる。

また、中心市街地及びその近郊へのワイナリー設置を図ることは、区域全体の産業の活性化につながることを期待でき、本区域の新たな観光資源の構築とワインツーリズムによる交流人口と新規就農者の増加を図る上で、本特例の活用は極めて大きい意義をはたすものと考ええる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域で生産されるぶどう、りんご等の特産物を用いた果実酒の製造をおこなう。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が農業所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減や新たな担い手の確保につながる展開を推進する。また、特色ある小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流・連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済

定経営のほか、産地構造の変革による経営形態の多様化が図られる。

これらのことから、生食用ぶどう生産のみならず、醸造用ぶどうの産地化の進展、それに伴う耕作放棄地の解消や新規就農者の確保・促進、6次産業化への発展など、包括的な農業振興施策として展開が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置活用により、小規模事業者であっても酒類製造が容易になることで、多様な小規模酒類醸造事業者の参入を促し、下記項目の事業展開を図る。

また、就農者確保や産地構造の変革を促し、これまでの生食用ぶどうの生産振興はもとより、醸造用ぶどうの産地化、関連産業の活性化、ひいては産業全般への波及を目指す。

- ①醸造用ぶどう等の生産拡大による耕作放棄地解消及び新規就農者確保
- ②産業連携による経済活動への波及・交流人口の拡大
- ③地域資源(農産品等)と地域ワインとの連携による特産品ブランドの確立
- ④ワイナリー設置(母体組織の設立・運営支援・情報発信)による経営強化

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済

的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大することで、地域特産物の消費、利用拡大、交流人口の増加等、地域全体の活性化につなげることが期待できる。

また、長野県が推進する「信州ワインバレー構想」においては、本区域は「日本アルプスワインバレー」として振興エリアに位置付けられており、特区を活用したワイナリーが県事業と一体となり、長野県全体のワイン産業の拡大とワインツーリズムの広域化による交流人口の増加等の相乗効果が期待できる。

(1) 認知度及びブランド力の向上

特例措置を活用して果実酒を製造する小規模なワイナリーにとって、本区域内の市村が共同で多角的な販売拡大の情報発信を行うことは、市村個々でおこなうよりも効果的であると考えられる。

また、ワイナリー同士が連携することにより、特徴的なワイナリーが集積する区域として認知されることで、ワイン関連産業のみならず、区域全体のブランド力が強化され、地域経済全体の底上げと活性化につなげることができる。更に、将来的には国内だけでなくワインの海外輸出にもつながることが期待できる。

(2) 産地構造の変革と地域農業の振興

ワイン用ぶどう栽培による新たな経営形態の導入、省力化及びコスト低減による栽培面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産との経営の多角化、複合経営による経営安定につながることが期待できる。また、労力集約型の生食用ぶどう栽培からワイン用ぶどう栽培への移行は、担い手確保や後継者不足に伴う遊休荒廃農地の縮減、新規就農

的社会的効果

(1) 産地構造の変革と農業振興

醸造用ぶどう生産による新たな経営形態の導入により、省力化及びコスト低減による面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産との経営の多角化、複合経営による経営安定につながることが期待され、労力集約型の生食用ぶどう栽培から醸造用ぶどう栽培への移行促進することにより、定年帰農者等の担い手確保及び導入作物としての定着が図られ、耕作放棄地解消と就農者の確保が図られる。

また、ワイン産地化による地域産品のブランド化による相乗効果が期待される。

(2) 信州ワインバレー構想への参画と地域経済への波及

現在、東御市・高山村・坂城町など既に県内で構造改革特別区域計画の認定を受けた市町村を含む、県内全域が参画し、「信州ワインバレー構想」と称するワイン産地・ブランド化の構想が提唱され、ワイナリー個別の取組みや広域でのイベント開催、情報発信など広がりを見せている。

者の確保にも寄与することが期待できる。

(3) 交流人口の拡大

本区域内にワイナリーの設置が進むことで、酒類の製造や提供をおこなうことによる新たな農業体験や地場産品メニューの開発による誘客をおこなうことができる。

ワインツーリズムをはじめとした、ワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラム等、新たな観光資源が構築されることにより本区域内の回遊性が高まり、交流人口の増加と地域活性化に寄与することが期待できる。

(4) 地域内産業連関の活性化

本区域内にワイナリーが点在することで、生産、醸造、流通、販売、観光等、多様な業種間の交流連携を呼び起こし、産業の活性化が地域経済全体の底上げや定住人口の増加に寄与することが期待できる。

(5) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワ

また、長野県も昨今の県産ワインの対外的な評価の高まりなどを受け、ワイン産業を地域経済活性化、6次産業化のための主要施策として位置付け、県内4地域を「信州ワインバレー構想」におけるワイン振興エリアとして、栽培から醸造、販売、消費にわたり、ブランド化及びワイン産業のさらなる発展を目的に支援を進めている。

このため、全県及び広域にわたるスケールメリットにより、各々が独自の地域性を発揮することで、地域ブランドの情報発信、交流人口の増加など地域経済への貢献が見込まれる。

(3) 関連産業への波及、産業連携

村内の大型店による地元ワインの紹介、イベント等による販売促進

インの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

本区域は「日本アルプスワインバレー」として振興エリアに位置付けられており、本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域ブランドの発信とワイン産業の拡大を図る。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特産酒類製造事業者数	1件	3件	4件
特産酒類製造量	4 k1	8 k1	10 k1

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

や村内で多店舗展開するレストランにおける消費拡大と観光産業への波及。さらには村内のそば集落における蕎麦とワインとの関連による波及効果に期待する。

【経済的社会的効果の目標指標】

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特産酒類製造事業者数	—	1件	1件
特産酒類製造量	—	2 k1	5 k1
特産リキュール製造量	—	—	1 k1

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

<p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 <u>(710、711)</u> 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、すもも、いちご、スイカ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)</u>を原料とした果実酒を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者</p> <p>(2) 事業がおこなわれる区域 <u>松本市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村の全域</u></p> <p>(3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、<u>地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、す</u></p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 709 <u>(710)</u> 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(ぶどう、りんご等)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者</p> <p>(2) 事業が行われる区域 <u>山形村の全域</u></p> <p>(3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、<u>果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため果実酒を製造する。</u></p>
--	--

もも、いちご、スイカ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市村によりそれぞれ当該地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、すもも、いちご、スイカ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が、農家所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減等、地域農業の振興が図られるとともに、小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒類の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本区域内の各市村は、共同又は単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないように、指導及び支援を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当村が指定する地域の特産物であるぶどう、りんご等を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、2キロリットルに引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等、地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特例事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。